

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第8条の規定による本市の公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加者の資格等の公表)

第2条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する事項を定め、作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(公表の対象工事)

第3条 令第7条第2項の規定による公表（以下「公表」という。）の対象とする公共工事は、随意契約に係る予定価格が250万円を超えない公共工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、本市の行為を秘密にする必要があるものを除くすべての公共工事とする。

(公表の事項、時期及び場所)

第4条 公表の事項、時期及び場所は、別表のとおりとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、公表の内容を記載した書面を次のとおり閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 閲覧期間 公表した日（契約の締結前に公表した事項については、契約締結日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで。ただし、奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。

(2) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年12月17日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	公 表 事 項	様 式	公表の時期	公表の場所
一般競争入札	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格	入札公告文	入札の公告後	契約課
	2 入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	入札参加申請業者一覧表 (別記第1号様式)	入札参加資格の確認後	契約課
	3 入札者（総合評価一般競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録 (別記第2号様式)	開札後	契約課及び 工事主管課
	4 落札者の商号又は名称及び最低制限価格又は調査基準価格並びに落札金額	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
	5 予定価格及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格	入札公告文	入札の公告後	契約課
	6 自治令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
	7 自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課

	8	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容 調書 (別記第 3 号様式)	契約締結 後	工事主管課
	9	公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容 調書	契約締結 後	工事主管課
	10	工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容 調書	契約締結 後	工事主管課
	11	契約金額	契約内容 調書	契約締結 後	工事主管課
	12	総合評価一般競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書 (別記第 3 号様式 の 2)	開札後	契約課
	13	総合評価一般競争入札を行った場合における当該総合評価一般競争入札を行った理由	入札公告 文	入札の公 告後	工事主管課
	14	総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準	入札説明 書	入札の公 告後	工事主管課
	15	総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 1 項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課
指名競争入札	16	総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 2 項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課
	1	指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由	指名業者 一覧表 (別記第 4 号様式)	指名通知 後	契約課

2 入札者（総合評価指名競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
3 落札者の商号又は名称及び最低制限価格又は調査基準価格並びに落札金額	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
4 予定価格及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格	指名通知書	指名通知後	契約課及び 工事主管課
5 自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
6 自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	開札録	落札後	契約課及び 工事主管課
7 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
8 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
9 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
10 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
11 総合評価指名競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書	開札後	契約課
12 総合評価指名競争入札を行った場合における当該総合評価指名競争入札を行った理由	入札公告文	入札の公告後	工事主管課

	13 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第3項により規定する落札者決定基準	入札説明書	入札の公告後	工事主管課
	14 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課
	15 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課
随意契約	1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	2 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	3 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	4 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	5 契約の相手方を選定した理由	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
契約金額の変更を伴う契約の変更	1 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	2 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	3 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	4 変更の理由	契約内容調書	契約締結後	工事主管課